

三次市教育委員会議案第16号

三次市学校給食共同調理場運営委員会規則の一部を改正する規則案を次のように提出する。

平成30年6月28日

三次市教育委員会教育長 松村智由

三次市学校給食共同調理場運営委員会規則の一部を改正する規則
(案)

三次市学校給食共同調理場運営委員会規則（平成16年三次市教育委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の2項を加える。

（旧三次市三良坂学校給食共同調理場運営委員会委員に関する経過措置）

- 2 三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（平成30年三次市教育委員会規則第6号）の施行の日の前日までに旧三次市三良坂学校給食共同調理場運営委員会委員として委嘱された委員（委員長、副委員長及び監査委員を含む。）は、第3条の規定にかかわらず、その委員としての任期に限り、三次市吉舎学校給食共同調理場運営委員会委員として在職するものとする。
- 3 前項の場合において、旧三次市三良坂学校給食共同調理場運営委員会委員であった者のうち、委員長、副委員長又は監査委員であった者の身分は、三次市

吉舎学校給食共同調理場運営委員会の一委員とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。